

もとぶ議会だより

ハイサイ

第110号

平成29年6月30日
発行

第5回もとぶカツオのぼりまつり



議長就任あいさつ



議長 石川 博己

町民の皆様には、日頃より町政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

三月二十九日開催の臨時会では、正副議長並びに各常任委員長等が選任されました。

議長にご推挙いただいた私は、本部町議会議長という職責の重さを厳粛に受け止め、「公正・公平」をモットーとして、議会運営にあたる決意であります。

また、国の厳しい財政状況の中、私達議員も本部町の置かれている状況を十分認識し、町の発展を図るため町民の皆様はもとより、町内の各種機関・団体との交流を深め、積極的に意見の交換を行いたいと考えております。

そのような活動を活発に行っていくことにより、町民の皆様方に議会・議員の活動をご理解いただけるものと信じ、最大限の努力を致す所存でございますので町民各位のご支援をお願い申し上げます。

主な誌面紹介

平成29年3月定例会

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ●一般質問一覧……………2 | ●現場踏査実施……………10 |
| ●一般質問(2名)……………3-4 | ●議会用語集……………11 |
| ●平成29年3月定例会審議案件……………5-9 | ●新議会体制……………12 |

平成29年3月定例会一般質問

質問順	質問者	質問事項
1	喜納 政樹	1. 観光行政について
2	大城 正和	1. 八重岳街路の桜並木の保護育成について

国が進める「官民連携による国際クルーズ拠点形成事業」の説明を求める!!



一般質問

喜納 政樹 議員

喜納議員 ①国が進める「官民連携による国際クルーズ拠点形成事業」で本部港が選ばれたとの報道がなされているが、今後の事業計画を伺います。

副町長 「官民連携による国際クルーズ拠点形成事業」の事業計画については、沖縄県の事業として新たにクルーズ船対応の岸壁整備を予定しております。さらにクルーズ船を運行する会社において、関税・出入国管理・検疫機能など、いわゆるCIIQを備えたターミナルの整備を予定されております。今後、岸壁整備の設計発注を行い、平成三十二年の供用を目指しているとのことでございます。

なお、CIIQを備え

たターミナルの整備については、岸壁等の整備に合わせて船会社が整備を行う予定であり、これらの事業を順次実施していく計画との事でございます。

喜納議員 ②本部港へ現在、就航している貨客船との岸壁使用の兼ね合い等、今後の課題について当局の見解を伺います。

副町長 寄港するクルーズ船と貨客船との岸壁使用の兼ね合いについては、岸壁を使用している貨客船（定期船）及び貨物船等がクルーズ船の入港時に岸壁の使用ができないと言いう事態が発生しないように配慮する必要があります。あらかじめ考えております。このため港湾管理者であり、事業を発注する沖縄県に対しまして、バースの延長を十分に確保するよう要望しているところであります。

喜納議員 ③クルーズ船で寄港する観光客への受け入れ態勢の構築が必要ではないかと考

えるが当局としての見解を伺います。

副町長 現在、クルーズ船の受け入れは、本部町、本部町観光協会、本部町商工会、沖縄美ら海財団で構成する「本部港クルーズ振興協議会」で行っておりますが、クルーズ船が増加する際には、人材や予算など、現在の組織では対応に大きな負担及び課題が生じることと考えております。またクルーズ船の経済効果が北部全体に波及することを勘案し、本町としましては、今後「本部港クルーズ促進協議会」を北部全体の組織として拡大することを視野に入れ、北部広域市町村圏事務組合とも意見交換を行っているところであります。その他、名桜大学の通訳ボランティアを活用したインバウンド対応など大学などとも連携を図りながら取り組んでいく考えでございます。

【本部港】官民連携国際クルーズ拠点形成計画書(目論見)の概要

別添5

応募者	沖縄県、ゲンティン香港
国際クルーズ拠点形成の目標	国際クルーズ拠点を形成することにより、北部地域の豊かな自然環境を活用したエコツーリズムや海洋レジャーの促進、新たな観光ルートの形成など、沖縄本島北部地域の振興に資する観光拠点を目指す。
寄港回数目標	運用開始年(H32年): 88回 目標年 (H42年): 104回

■本部地区

- ゲンティン香港が、中国・台湾発着クルーズの拠点として優先的に使用予定。
- ◆本部地区岸壁 (20万トン級対応(整備中))
- ◆旅客ターミナルビル<ゲンティン香港>
- ゲンティン香港がCIIQホール、待合所、観光案内所等を有する旅客ターミナルビルを整備



ゲンティン・ドリーム
(15万トン級、全長335m、乗客定員3,352人)
※20万トン級は、2020年竣工予定



国土交通省ホームページより
(港湾局産業港湾課クルーズ振興室)

八重岳街路の桜並木の保護育成!! (八重岳一帯の観光開発について)



一般質問
大城 正和 議員

大城議員 私の二十年間の議会活動の最後の一般質問に何を選択するか考えたが、やはり何と云っても本町の観光振興の最重要課題として、八重岳街路の桜並木を中心とした、八重岳一帯の観光開発について議論することにしました。

憩いの場に変身する桜に対し感謝申し上げたい。しかしながら、半世紀を経た現在、桜並木の勢力は年々衰え、枯死した箇所がかなり増えてきました。

その対策をどう考えておられるのか、当局のご見解を賜りたい。

副町長 八重岳街路には千本の桜並木と、通常、地獄谷と呼ばれている場所、周辺一帯には二千九百本ほどの桜が植栽されておりま

す。当初植え付けた千本の中から二百三十本の欠株が推定されており、その対策として、平成二十七年から二十八年の二年間で二百本の補植を行いました。

商工観光課長 現在は八重岳の管理棟を含めて管理に賃金職員を常時四人体制で年間五百六十万円余の予算で対応しております。

また不定期ではありますが、本町の農業を元気にするネットワークの会の会員から、牛ふ

んを提供してもらい、ボランティアによる施肥を行っております。

大城議員 五十四年前に着手したその事業が後世に継承していくために桜並木の誕生の歴史を記録したものがありませんか。

副町長 平成六年十月に発刊された「本部町史」に少しばかり記録が残っております。また平成十年二月十九日に本部町役場と海洋博管理財団が共同で見

て、当時の渡久地政仁町長から当時の状況をヒアリングした資料が一部あります。目下、資料等を探しているところでありま

す。**大城議員** 当時、桜並木の植栽にかかわった一人として、今でも鮮明に覚えているが、一九六二年から六四年まで三年間で、頂上までの四キロの両側に千五十本の大苗を植栽した。

八重岳周辺の並里、伊野波、辺名地、大嘉陽の山々から山引き苗を採集したため、多く

の方々には協力が必要としました。

当時、植栽にかかわった産業課職員も現在健在であり、皆さんの記憶を整理し、確かな記録を後世に残したらどうですか。

副町長 当時の十分な資料が見つかっていないということ、今現在わかる範囲で当時の状況、情報等について整理を逐次必要かと考えております。

大城議員 八重岳街路の7合目あたり(三中の石碑の後方)の高台に以前に林構事業を入れて、一帯に桜を植栽し、関連施設として、遊歩道、休憩所、トイレ等が整備されたが、全く活用されないまま現在にいたっている。その事業の成果も検証しないまま、また平成二十八年度に八重岳広場整備事業が採択され、林構事業の跡に新規事業をかぶせると

いうことは理解しがた

い。**建設課長** 今回の事業でクメノサクラの植栽

を計画しています。

現在の桜は二月、三月にかけて、前半にかけて桜の見ごろで、それ以降の八重岳に足を運んでもらえるような形のものがないということ、今回クメノサクラを植栽したらどうかということ、いろいろ検証した結果、今回試験的にクメノサクラを六十本植栽しました。成功するとさらにクメノサクラをどんどん植えていきたいと思っています。休憩所の関連施設を整備し民間活力も検討していきたいと思



八重岳桜並木

平成
29年

第1回本部町議会2月臨時会審議案件一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第1号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (伊野波橋下部工工事〈A2橋台〉)	平成29年2月3日	原案可決
議案第2号	平成28年度本部町一般会計補正予算について	平成29年2月3日	原案可決

平成
29年

第2回本部町議会3月定例会審議案件一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第1号	専決処分の報告について(石川謝花線橋梁整備工事〈上部工架設〉)	平成29年3月9日	報告
報告第2号	平成29年度沖縄県土地開発公社事業計画について	平成29年3月9日	報告
議案第3号	平成28年度本部町一般会計補正予算について	平成29年3月9日	原案可決
議案第4号	平成28年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について	平成29年3月9日	原案可決
議案第5号	土地改良事業計画の変更について	平成29年3月9日	原案可決
議案第6号	本部町過疎地域自立促進計画の変更について	平成29年3月9日	原案可決
議案第7号	本部町特定個人情報保護条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年3月9日	原案可決
議案第8号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	平成29年3月9日	原案可決
議案第9号	本部町税条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年3月9日	原案可決
議案第10号	本部町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年3月9日	原案可決
議案第11号	本部町立学校屋外運動場証明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年3月9日	原案可決
議案第12号	本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年3月9日	原案可決
議案第13号	本部町物流拠点施設の指定管理者の指定について	平成29年3月9日	原案可決
議案第14号	本部町多目的イベント広場(闘牛場)の指定管理者の指定について	平成29年3月9日	原案可決
議案第15号	平成29年度本部町一般会計予算について	平成29年3月16日	原案可決
議案第16号	平成29年度本部町国民健康保険特別会計予算について	平成29年3月16日	原案可決
議案第17号	平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について	平成29年3月16日	原案可決
議案第18号	平成29年度本部町公共下水道特別会計予算について	平成29年3月16日	原案可決
議案第19号	平成29年度本部町水道事業会計予算について	平成29年3月16日	原案可決
議案第20号	工事請負契約の締結について(石川謝花線橋梁整備工事〈上部床版・橋面工〉)	平成29年3月16日	原案可決
議案第21号	工事請負契約の締結について(伊野波橋橋梁整備工事〈P1橋脚〉)	平成29年3月16日	原案可決
議案第22号	工事請負契約の締結について (本部港〈渡久地地区〉製氷施設新築工事〈建築〉)	平成29年3月16日	原案可決
議案第23号	工事請負契約の締結について (本部港〈渡久地地区〉荷捌き施設新築工事〈建築〉)	平成29年3月16日	原案可決
議案第24号	工事請負契約の締結について (本部港〈渡久地地区〉製氷・荷捌き施設新築工事〈機械〉)	平成29年3月16日	原案可決

議案
第9号

本部町税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が平成28年11月28日に公布されたことに伴い、本部町税条例等の一部を改正する必要がある。

本部町税条例等の主な改正概要

1. 町民税【第1条関係：第34条の4・第36条の2・附則第7条の3の2】

(1) 法人税割の税率の引き下げ：9.7%→6% (△3.7%)

(平成31年10月1日施行)

・地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の一部を地方交付税原資化。

(2) 寄附金税額控除の対象法人の明確化

(平成29年4月1日施行)

寄附金税額控除の対象法人に特例認定特定非営利法人の名称を明記。

(3) 住宅ローン控除の延長

(平成29年3月公布日施行)

住居年：平成31年→平成33年

控除年度：平成41年度→平成43年度

・現行の控除制度を2年間延長

2. 軽自動車税【第1条関係：第18条の3・第19条・第80条～91条・附則第15条の2～16条】

【第2条関係：平成26年改正附則第6条】

(1) グリーン化特例の延長

(平成29年3月公布日施行)

対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日 新規取得分

適用年度：平成29年度

・現行の特例措置を1年間延長

(2) 車体課税の見直し

(平成31年10月1日施行)

環境性能割

適用年月日：平成31年10月1日～

種別割

適用年度：平成32年度～

・平成31年10月1日付けで自動車取得税(県税)が廃止され、同日付で自動車税(県税)及び軽自動車税(町税)にそれぞれ「環境性能割」を創設し、現行の両車体税は、「種別割」とする。

(3) 延滞金の控除規定の適用

(平成31年10月1日施行)

適用年月日：平成31年10月1日～

・延滞金の計算期間から一部控除される期間の規定について、環境性能割に不足税額についても適用となる。

議案
第12号

本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する 条例の制定について

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、町民税所得割額77,100円以下の母子世帯等の月額保育料を変更する必要がある。

本部町立幼稚園保育料徴収条例の主な改正概要

【改正の概要】

低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額にかかる特例措置を講ずる。

【改正の内容】

多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減

- 年収約360万円未満相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。
- 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正内容に基づき、今回の条例改正をしています。

本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正内容

保育料の町民所得割額77,100円以下の母子世帯等の月額を「5,400円」の半額「2,700円」に改正することにより、ひとり親世帯等の保育料負担の軽減を行う。

本部町立幼稚園保育料徴収条例に関する新旧対照表

改正案

第1条 略

(保育料の額)

第2条 保育料の額は、次のとおりとする。

区分	月額	備考	
①生活保護世帯	0円	毎月	
②町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む)	母子世帯等		0円
	その他		3,000円
③町民所得割課税額 77,100円以下	母子世帯等		2,700円
	その他		6,400円
④町民所得割課税額211,200円以下	8,200円		
⑤町民所得割課税額211,201円以上	10,200円		

第3条以下略

附則：この条例は、公布の日から施行す、平成28年4月1日から適用する。

現行

第1条 略

(保育料の額)

第2条 保育料の額は、次のとおりとする。

区分	月額	備考	
①生活保護世帯	0円	毎月	
②町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む)	母子世帯等		0円
	その他		3,000円
③町民所得割課税額 77,100円以下	母子世帯等		5,400円
	その他		6,400円
④町民所得割課税額211,200円以下	8,200円		
⑤町民所得割課税額211,201円以上	10,200円		

第3条以下略

平成29年度当初予算可決!!

3月定例会で各会計の当初予算が審議され、全会計が全会一致で可決されました。

平成29年度本部町一般会計当初予算
歳入歳出 67億3,100万8千円

単位：千円

歳入

自主財源計		1,564,689
1	町税	1,115,160
13	分担金及び負担金	60,601
14	使用料及び手数料	116,097
17	財産収入	25,399
18	寄付金	60,008
19	繰入金	24,103
20	繰越金	1
21	諸収入	163,320
依存財源計		5,166,319
2	地方譲与税	46,006
3	利子割交付金	417
4	配当割交付金	1,028
5	株式等譲所得割交付金	811
6	地方消費税交付金	208,992
7	ゴルフ場利用税交付金	18,447
8	自動車取得税交付金	9,085
9	施設等所在市町村調整交付金	13,065
10	地方特例交付金	1,715
11	地方交付税	2,329,952
12	交通安全対策特別交付金	970
15	国庫支出金	1,059,856
16	県支出金	1,009,371
22	町債	466,604
合計		6,731,008

歳出

1	議会費	101,178
2	総務費	673,186
3	民生費	2,463,534
4	衛生費	438,270
5	労働費	2
6	農林水産業費	234,059
7	商工費	240,412
8	土木費	507,760
9	消防費	301,758
10	教育費	1,034,855
11	災害復旧費	9
12	公債費	715,984
13	諸支出金	1
14	予備費	20,000
合計		6,731,008

自主財源と依存財源とは？
 自主財源は、市町村が自主的に得られる財源で、主に町民の皆さんが町に納める町税や使用料など。依存財源は、国や県から定められた額が交付されたり、割り当てられる財源で、地方交付税、国庫支出金、県支出金、などがある。健全で安定した財政基盤を確立するためにも、自主財源の確保が重要になります。

各特別会計当初予算

平成29年度
 本部町国民健康保険特別会計予算
歳入歳出 27億4,153万4千円

平成29年度
 本部町後期高齢者医療特別会計予算
歳入歳出 1億1,158万8千円

平成29年度本部町水道事業会計予算
収益的収入 5億 201万9千円
収益的支出 4億7,553万4千円

平成29年度
 本部町公共下水道特別会計予算
歳入歳出 4億1,697万円

平成29年度主要普通建設事業(当初予算)

(単位：千円)

事業名		金額	説明
1	道路反射鏡設置事業	1,200	道路反射鏡 5基
2	ゴミ収集車両購入事業	2,808	ゴミ収集車両購入
3	農地利用集積円滑化事業	5,000	農地購入
4	瀬底地区水利施設改修事業	19,000	瀬底ため池等整備
5	農業基盤整備促進事業	15,000	新里地区の畑地かんがい整備
6	観光地安全対策事業	9,121	防犯カメラ3基設置
7	八重岳観光拠点整備事業	42,120	遊具設置工事
8	伝統興行観光事業伝	21,631	闘牛待機小屋整備
9	健堅本部落線道路改良事業	43,518	道路改良・用地購入・物件補償
10	伊野波本線(伊野波橋)道路改修事業	187,313	橋梁架け替え工事
11	消火栓切替工事消火栓切替工事	1,500	消火栓修繕
12	防災施設機能強化整備事業	33,480	防災備蓄倉庫等整備
13	瀬底小学校校舎等改築事業	301,216	瀬底小学校校舎整備
14	上本部小中一貫校校舎改築事業	104,136	上本部小中一貫校校舎整備
15	本部町立小学校空調整備事業	3,240	町内小学校クーラー設置
16	上本部中学校車両購入事業	2,000	中学校車両購入
17	本部町立中学校空調整備事業	3,396	町内中学校クーラー設置

入湯税の使途状況について(当初予算)

(単位：千円)

入湯税の使途	事業費	国庫支出金	町債	その他	一般財源	
						うち入湯税
観光の振興	126,926	84,197	12,700	6,585	23,444	5,499

※入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てられるための目的税

現場踏査実施

3月定例会にて現場踏査を行いました。主な箇所を掲載します。



渡久地港駐車場整備工事 (谷茶)



渡久地港駐車場整備工事 (谷茶)



多目的イベント広場トイレ建築工事 (浦崎)



多目的イベント広場トイレ建築工事 (浦崎)



本部町フクギ集落内散策路整備工事 (備瀬)



本部町フクギ集落内散策路整備工事 (備瀬)



本部町フクギ集落内案内板設置工事 (備瀬)



本部町フクギ集落内案内板設置工事 (備瀬)

議会用語集

用語	説明
開 会	議会が開かれることで、開会と言うのは閉会との反対用語であって、定足数に達すれば議長は「ただいまから、平成〇〇年第〇回〇〇町(村)議会定例会を開会します」と、宣告によって効果が生じる。議会活動の始点であり、開会は、会期中に1回しかない。開会と開議を区別している。
開 議	その日の会議を開くことをいう。議長の開議宣告がない以上会議を開けない。
会 議	本会議ともいう。議会の意思の決定は会議においてのみ決せられる。町村議会では議員の定数の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。(ただし、例外もある)
宣 告	特定の相手方に対し表示する行為で、会議では口頭の場合が大部分である。
議事日程	会議の議題とすべき案件を整理し、順序づけたもの。会議はこの日程に従い進行する。日程は予め議長が作成する。
会 期	会議を行うことのできる期間で、具体的には開会が宣告されてから閉会が宣告されるまでをいう。それが何日間かは議会が定める。
議 案	議会の議決を経るために会議に提出された案をいう。
付 議	議会の審議に付することをいう。(付議事件)
付 託	案件について決定する前に、内部機関の審査に付することをいう。議案、その他を委員会の議に付することをいう。
議 題	議題は、議事日程に掲載され、議題に供する旨の議長の宣告があつて、初めて審議の対象となる。議案とは異なる。
審 査	一定の事柄について結論を出すため、その内容をよく調べることをいう。審議と審査を使い分けている。即ち、審議は本会議、審査は委員会。
質 疑	現に議題となっている議案等に対する疑義をただすことをいう。
質 問	議員が執行機関に対して、町(村)政上の執行の問題について説明を求めることをいう。質疑とは異なる。
動 議	会議において議員から提案される議事運営上の発議をいう。口頭による場合と、文書による場合がある。
発 議	議事の対象となるべき問題を提起することをいう。(例:議長発議)
討 論	案件が表決に付される前に、その事件について賛成又は反対の意見を表明することをいう。
表 決	議案について賛否の決をとる場合に、議員が意思表示をして議決権を行使することをいう。
採 決	議案に対し、質疑、討論を終わって賛成反対の数を確認する行為で、表決は議員側の語であり、採決は議長側の語である。
延 会	議事日程に記載された議事が終わらない場合に、会議を閉じることをいう。これに対し、散会は日程を終わったときに使う語である。
散 会	議事日程に記載され事件の議事が終わって、その日の会議を閉じることである。
閉 議	その日の会議を閉じることをいう。閉会とは異なる。
閉 会	議会の活動能力を失わせることである。必ずしも、議長の宣告によるを要せず、休会中であっても、会期が終了すれば、自動的に閉会となる。また、会議に付された事件をすべて終了したときは会期中でも議決で閉会することができる。
休 憩	会議の途中で、会議を一定時間休止することをいう。議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣告する権限を有している。(休憩のため、食事のため、議会運営を開くため、説明員の出席や資料の提出を持つためなどに休憩が宣せられる。)

新議会体制

平成29年3月5日に行われた本部町議会議員選挙により、14名の議員が当選しました。
平成29年3月29日に第3回本部町議会臨時会を開催し、議長、副議長の選挙を行いました。
また、各種委員会等とそれぞれの正・副委員長を下記の構成のとおり決定しました。



副議長

崎浜 秀進
(3期)



議長

石川 博己
(8期)



仲宗根 須磨子
(1期)



具志堅 勉
(2期)



座間味 栄純
(2期)



松川 秀清
(2期)



喜納 政樹
(3期)



宮城 達彦
(3期)



真部 卓也
(1期)



崎浜 秀昭
(1期)



比嘉 由具
(1期)



小橋川 健
(1期)



伊良波 勤
(1期)



具志堅 正英
(1期)

各種委員会等の構成

議選 監査委員
松川 秀清

議会広報調査特別委員会				
委員	委員	委員	副委員長	委員長
伊良波 勤	小橋川 健	座間味 栄純	具志堅 勉	崎浜 秀昭

議会運営委員会					
委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
具志堅 正英	喜納 政樹	宮城 達彦	崎浜 秀進	座間味 栄純	具志堅 勉

産業建設常任委員会						
委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
真部 卓也	伊良波 勤	仲宗根 須磨子	宮城 達彦	崎浜 秀進	比嘉 由具	座間味 栄純

総務文教常任委員会						
委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長	
小橋川 健	具志堅 正英	崎浜 秀昭	具志堅 勉	松川 秀清	喜納 政樹	

編集後記

アジサイも満開となり、そろそろ梅雨も明けそうです。日差しも日に日に強くなり、情熱の夏へと向かっています。皆様いかがお過ごしでしょうか。

町民の皆様には、健康に留意され、元気な日々をお過ごしください。

さて、本部町議会では3月の選挙で、七名の新人が誕生しました。六月定例会においては、一般質問が多くなりそうです。議論を活発にすることによって新たなアイデアも出てくると思います。先輩議員の皆様と力を合わせ、本部町発展のために、志をもって臨んでまいります。

これから四年間、よろしくお願致します。

議会広報委員
崎浜 秀昭

もとぶ議会だより

ハイサイ第110号

発行 本部町議会

編集 本部町議会広報
調査特別委員会